

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除に関する誓約事項を確認のうえ、入札書に必ず誓約すること。
- (5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。
- (6) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者との契約は行わない。
- (7) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (10) (8)の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「是正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）

が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (11) 令和7・8・9年度全省庁統一資格の「物品の販売」のD等級以上に格付けされた**関東・甲信越地域**の競争参加資格を有する者。防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、入札時に申請中の証明ができる書類を提出すること。

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊高射学校総務部会計課契約班

第9項第4号に記載のウェブサイト

3 入札執行の場所及び日時

- (1) 場所： 陸上自衛隊高射学校入札室（2号隊舎1F）
(2) 日時： **令和8年10月16日（金）10時20分**

4 落札の決定方法

- (1) **単価**にて落札を決定する。
(2) 予定価格の範囲内であり、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお落札者となるべき最低入札者が2名以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。
(3) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額（消費税抜きの金額）を記載すること。

5 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金：免除
(2) 違約金：落札者が契約を締結しない場合又は「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

6 郵便入札

郵便による入札の場合は、書留郵便により**令和8年10月15日（木）17時00分**までに高射学校総務部会計課契約班に**必着**とし、下記担当者へ確認すること。

その際、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、件名を記載、及び「入札書在中」と朱書により明記すること。

7 入札の無効

- (1) 第1項に記載する競争参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札及び契約心得第3章6に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合（入札及び契約心得の閲覧場所：高射学校ウェブサイト又は高射学校総務部会計課契約班）
- (3) 入札に関する条件に違反した場合
- (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (5) 電報・電話・FAXによる入札
- (6) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (7) 郵便入札により定められた日時までに郵便が到着しなかった場合

8 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく作成し提出すること。ただし、契約金額が100万円以上250万円未満の場合は、請書に替えることができる。また契約金額が100万円未満の場合は契約書の作成を省略することが出来る。
- (2) 基本契約条項は、駐屯地標準契約書糧食品売買契約条項を適用する。
- (3) 特約条項は、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項単価契約に関する特約条項を付す。

9 その他

- (1) 入札に参加する者は、競争参加資格結果通知書（写）を提出すること。
- (2) 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出し、代理人の記名押印をすること。
- (3) 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所

令和8年10月23日（金）10時20分

陸上自衛隊高射学校入札室（2号隊舎1F）

- (4) 入札に関する問い合わせ先

〒264-8501

千葉県千葉市若葉区若松町902

陸上自衛隊高射学校総務部会計課契約班（担当：契約E）

電話 043-422-0221（内線414）、FAX 043-422-0551

見本及び仕様書に関する事項（内線334、担当：栄養士）

高射学校・契約情報アドレス：<https://www.mod.go.jp/gsdf/aasch/aaspr-hp/>